

2017-5-12

# 論説

## 「共謀罪」

# 危険な法制度はやめよ

「共謀罪」の審議がヤマ場を迎えている。国際組織犯罪防止条約の締結のためなら現行法のままで十分だ。テロ防止を掲げる法案の狙いが反政府の活動などの監視なら、あまりに危険だ。

国連の条約はマフィア対策のために各国が手を結ぼうという趣旨である。マネーロンダリング(資金洗浄)や人身売買、麻薬取引など金銭目的の犯罪を主題としている。テロ対策ではない。

過去三回にわたって政府が共謀罪法案を国会提出したときもテロ対策としなかったのは、その理由がなかった。しかも、国連の立法ガイドは「自国の国内法の基本原則に従って必要な措置を講ずる」とを認めていると読める。日弁連もその趣意を認めている。

日本の基本原則とは、既述の処罰である。話し合っただけで処罰される共謀罪などは、日本の刑事法の原則とは全く相いれない。とはいえ、日本でも重大犯罪については、未遂や予備、陰謀などの段階で処罰できる。もともと、マフィア、暴力団対策の法整備が整っていたことは言うまでもない。

だから、現行法のレベルで十分、国連の条約を締結できるはずである。何が何でも「共謀罪」と押し進める政府の姿勢に疑問を感じざるを得ない。

もっと不思議なのは、本来はマフィア対策の法律なのに現政権が「テロ対策」と冠を付けたことだ。東京五輪・パラリンピックを結ぶついで、国民の理解を得ようとする狙いが透けて見える。

だが、テロ対策法がテロを防ぐ万能薬でないのは米国やフランスなど各国をみればわかる。それに日本はテロ防止に関する十二もの国際条約を締結し、ほぼ完璧な状態にある。とANTIF(二〇一四年に改正されたテロ資金提供処罰法)によって資金や土地など利益の提供が包括的に処罰の対象になった。

つまり現在、日本ではほとんどのテロ目的の行為は処罰できるのである。今回の法案は共謀、計画段階と準備行為の段階で処罰できるようにする。だが、話し合いという共謀や現金自動預払機(ATM)でお金を下ろすなどの準備行為の現場をどのように捜査当局はつかむのだろうか。つまりどこまで広く監視するのかなのか。

対象は本当にテロリストなのか。政府は国会で「一般国民は対象にならない」と繰り返し述べている。では反政府の活動をする団体の人々はどうなのか。何らかの法に反していたら、そうした人々を監視する道具にならないか心配する。